外出の支援が必要と認められる人に対して、移動支援のサービス提供を行い、自立の促進および生活の質の向上を図る。

|  |  |
| --- | --- |
| ●対象者 | 松原市（以下、市という。）に在住・在宅の障害をお持ちで、外出の支援が必要と認められる次に示す者。・知的障害者（児）・精神障害者（児）・重度の全身性障害者（児）・施設入所している重度の全身性障害者（児）・同行援護の支給決定を受けられない視覚障害者（児） |
| ●サービス内容 | １日の範囲内で用務を終えるもので、社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等社会参加のための外出に限る。ただし、次に該当する外出については、サービスの対象外とする。・通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出・通年かつ長期にわたる外出・社会通念上適当でない外出 |
| ●サービス利用料と利用者負担額 | ３０分あたり１，０００円。そのうち利用者は１割を負担（９割は市などが負担）。※一月あたりの利用者負担はそれぞれ下記の月額負担上限額。　生活保護および市民税非課税の世帯は、０円。　市民税課税の世帯は、４，０００円。 |
| ●基本的な仕組み利用者③契約（代理受領委任）①移動支援の支給申請④サービス　の提供⑤利用者負担額の　支払い②支給決定⑥請求事業者市（障害福祉課）⑦支払①　移動支援サービスの利用を希望する対象者が、市に対して移動支援の支給申請。②　市は、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請を行った者に対して、移動支援の支給決定。③　②の支給決定を受けた者（以下、利用者という。）は、松原市移動支援事業者登録された事業者（以下、事業者という。）と契約。④　利用者は、支給決定時間の範囲内で移動支援サービスを利用。⑤　利用者は、サービス内容を確認し事業者に対し定められた利用者負担額を支払。⑥　代理受領委任を受けた事業者は、サービス提供の翌月１０日までに、移動支援明細書兼サービス提供実績記録票に記録し利用者等（サービス提供を受けた支給決定者又はその生計中心者）の確認がなされたものを提出するとともに市に対し、当該サービス利用料を請求。⑦　市は、事業者の請求を受け、内容精査のうえ支払。 |